

働き方改革推進支援助成金

「働き方改革推進支援助成金」（※令和2年度より「時間外労働等改善助成金」から名称変更）とは、生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対して助成するものであり、中小企業における労働時間の設定の改善の促進を目的としています。次の4つのコースがあります。

- I 労働時間短縮・年休促進支援コース
- II 勤務間インターバル導入コース ※掲載省略
- III 労働時間適正管理推進コース ※掲載省略
- IV 団体推進コース ※掲載省略

労働時間・年次有給休暇や賃金、労働者の安全と健康確保対策については、**労働基準法**や**最低賃金法**、**労働安全衛生法**で労働条件の最低基準が定められており、これを遵守しなければなりません。

法的責任は事業主が果たす必要がありますが、さらなる労働条件の向上に取り組む企業等に対して、以下のような支援を行っています。

I 労働時間短縮・年休促進支援コース

令和2年4月1日から、中小企業に、時間外労働の上限規制が適用されています。このコースは、生産性を向上させ、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

対象事業主

- ・ 中小企業事業主
- ・ 労働者災害補償保険の適用事業主
- ・ 交付申請時点で、「成果目標」1から4の設定に向けた条件を満たしていること。
- ・ 全ての対象事業場において、交付申請時点で、年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
- ・ 時間外労働と休日労働の合計時間数の上限設定を成果目的とする場合は、全ての対象事業場において、交付申請時点及び支給申請時点で有効な36協定が締結・提出されていること。（R4.4.1以降に初めて締結・提出する事業場は対象外）

※中小企業の範囲については、P17「中小企業の範囲」を参照ください。

支給対象となる取組

- ① 労務管理担当者に対する研修
- ② 労働者に対する研修、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新

※交付決定前の取組は支給対象外となります
 ※原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません

成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」から1つ以上を選択の上達成を目指して取り組みを実施してください。

- 1：全ての対象事業場において、有効な36協定について、時間外・休日労働時間数を縮減し、月60時間以下、又は月60時間を超え月80時間以下に上限を設定し、所轄労働基準監督署長に届け出を行うこと
- 2：すべての指定対象事業場において、年次有給休暇の計画的付与の規定を新たに導入すること
- 3：全ての対象事業場において、時間単位の年次有給休暇の規定を新たに導入すること
- 4：全ての対象事業場において、特別休暇（病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、新型コロナウイルス感染症対応のための休暇、不妊治療のための休暇）の規定をいずれか1つ以上を新たに導入すること

※上記の成果目標に加えて、対象事業場で指定する労働者の時間当たりの賃金額の引上げを3%以上、または5%以上行うことを成果目標に加えることができます。

助成額

取組の実施に要した経費の一部を、成果目標の達成状況に応じて支給します。

以下のいずれか低い方の額

- (1) 成果目標1から4の上限額および賃金引き上げ達成時の加算額の合計額
 - (2) 対象経費の合計額×補助率3/4（※）
- （※）常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象となる取組の⑥から⑦を実施する場合でその所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

【（1）の上限額】

○成果目標1の上限額

事業実施後に設定する 時間外労働と休日労働の合計 時間数	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定	150万円	100万円
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月80時間以下に設定	50万円	—

○成果目標2達成時の上限額：50万円

○成果目標3達成時の上限額：25万円

○成果目標4達成時の上限額：25万円

【（1）の賃金引き上げ達成時の加算額】

引き上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11～30人
3%以上引き上げ	15万円	30万円	50万円	1人あたり5万円（上限150万円）
5%以上引き上げ	24万円	48万円	80万円	1人あたり8万円（上限240万円）

交付申請期限

令和4年11月30日（水） ※必着です

※国の予算額に制約されるため、11月30日以前に受付を締め切る場合があります。

※助成金を申請する場合は、助成金のルール等を定めた「交付要綱」「支給要領」「申請マニュアル」（厚生労働省HPに掲載）及びチェックリスト（沖縄労働局HPに掲載）を確認ください。